平成２５年（フ）第３５３号
盛岡市高松４丁目７番40号　ハウススイッスルＣ号
債務者　小柳　春彦
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５２号
山形県鶴岡市大広丁223番地
債務者　土岐　金義
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第８０号
兵庫県加西市北条町横尾236番地の１
債務者　ホビーホースこと　岡本　滋美（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２９５号
香川県高松市西春日町1407番地　県住16―203
債務者　大林　孝夫
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８４号
熊本県玉名市寺田1339番地
債務者　関永有希子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１４３号
北海道苫小牧市汐見町３丁目４番14号
債務者　清水千枝子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２９号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字道場久保57番地　鈴木アパート16
債務者　白須　京子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
茨城県稲敷郡阿見町大字君島544番地
債務者　櫻井　美和
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２９２号
茨城県稲敷郡阿見町大字君島544番地
債務者　櫻井　光子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４８６号
新潟市中央区万代３丁目５番12号
債務者　栗田　ゆり
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０２号
新潟市西蒲区巻乙1595番地２　さかえ荘８号、前住所新潟市西蒲区巻甲3054番地３　コーポリーリン202
債務者　野上　　昭
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３３号
金沢市弥生２丁目21番25号
債務者　石坂　紀子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４３７号
石川県河北郡内灘町字旭ケ丘83番地、従前の住所金沢市本江町３番24号
債務者　松本　広大
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４５６号
金沢市泉３丁目５番16号　メゾン・ド・トレビ泉203号
債務者　甘利　里奈
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３６号
長野県松本市寿北７丁目19番25号
債務者　花岡由利子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１０３号
岐阜県可児市今渡1945番地
債務者　奥村　和重
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２４６号
三重県津市末広町29番５号　セントレアⅢ103号
債務者　平川啓志郎
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
津地方裁判所破産係